

歎願書

第一條 入營期間中ハ勤績年限ヲ通算セラレタシ、課後前

役演習召集中日給ノ半額ヲ支給セラレタシ

簡閱點呼應召ノ際ハ日給ノ~~全~~額ヲ支給セラレタ

第二條 皆勤賞與法ヲ設定セラレタシ

第三條 公傷ノ爲メ就業不能ノ時ハ日給ノ全額ヲ支給シ

ラレタシ、疾病者ニハ日給ノ半額ヲ支給セラレタシ

第四條 残業ハ一時間ニ付日給ノ一割二分五厘ヲ支給シ

ラレタシ、會社ノ都合ニ依リ臨時休業ヲナム

場合ハ日給ノ全額ヲ支給セラレタシ、休日ニ

臨時就業スル場合ハ日給ノ五割増ヲ支給セラレタシ